

## 行政不服審査法の改善に向けた検討会ヒアリング結果概要

### 目次

はじめに.....	2
行政不服審査法の改善に向けた検討会ヒアリング取りまとめ（土業関係編） ....	4
行政不服審査法の改善に向けた検討会ヒアリング結果概要（国及び地方公共団体編） .....	14
地方3団体の意見書.....	34

## はじめに

### 第1 実施目的

本ヒアリングは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行状況を把握し、課題の明確化及び改善方策の検討を行うため、基礎となる資料を得ること等を目的とする。

### 第2 ヒアリング対象と方法

#### 1. ヒアリング対象

- ① 士業団体：日本行政書士会連合会、日本弁護士連合会、日本税理士会連合会
- ② 国の行政機関※：国土交通省、厚生労働省、行政不服審査会
- ③ 地方公共団体※：鳥取県、神奈川県、伊丹市、京都市、栃木県
- ④ 地方3団体：全国知事会、全国市長会、全国町村会

※国の行政機関及び地方公共団体については、ヒアリング先の事務負担軽減の観点から、対象数を限定した。対象の選出にあたっては、不服申立ての件数が一定数あることや、過去の施行状況調査の結果等から後述のヒアリング項目について有効な回答が得られると見込まれること等を基準とした。

#### 2. 方法

オンラインによる聞き取り。

なお、地方3団体については、意見書の方法をとった。

### 第3 ヒアリング期間

令和3年8月30日～9月17日

### 第4 ヒアリング項目

#### 1. 士業団体

- (1) 26年法改正において改正した仕組みの効果について
- (2) 標準審理期間の設定の意義や設定状況について
- (3) 審理手続における口頭意見陳述の権利の充実の効果について（全ての審理関係人の招集、処分庁への質問権の付与等）
- (4) 参加人による意見書の提出等の権利の充実の効果について
- (5) 審理手続における閲覧謄写の活用状況について（閲覧謄写の範囲、書面化、職権交付の在り方等）
- (6) 審理手続のオンライン化の促進について
- (7) 「行政不服審査裁決・答申検索データベース」の活用状況や改善方策について

- (8) 審理員、審査会、審査庁、処分庁における職員の量・質の確保のために必要と考えられる支援について
- (9) 行政不服審査制度の利用促進及び国民への周知、情報提供について
- (10) 弁明書、審理員意見書、答申、裁決書の記載内容について

## 2. 国の行政機関及び地方公共団体

- (1) 標準審理期間の設定の工夫事例・支障事例について
- (2) 審理員の指名に時間がかかる理由は何か
- (3) 審理員意見書を受けてから諮問に長期間要する理由は何か
- (4) 答申を受けてから裁決に長期間要する理由は何か
- (5) 義務付け裁決の活用（活用が望ましい事例・適さない事例）について
- (6) 大量請求事案への対応について
- (7) 行審法第 37 条の規定による意見聴取の審理手続の計画的遂行への寄与、活用していない場合はその理由、争点整理が困難であった事例、争点整理ができていなかった事例
- (8) 適切でない弁明書の例について
- (9) 適切でない審理員意見書の例について
- (10) 裁決の公表に当たっての支障について
- (11) 「行政不服審査裁決・答申検索データベース」の活用状況や改善方策について
- (12) 審査会・審理員事務の委託等の状況について【地方公共団体のみ】
- (13) 審査会による調査審議（行審法第 74 条、75 条、77 条に基づく調査及び審議）の運用実態について
- (14) 行審法 43 条第 1 項第 5 号に基づき、諮問を要しないと認めた事例について
- (15) 答申書の記載内容・記載方法に係るルールを設けているかについて
- (16) 不当性の観点から審理を行った事例について

## 行政不服審査法の改善に向けた検討会ヒアリング取りまとめ（士業関係編）

対象：日本行政書士会連合会（8/30）、日本弁護士連合会（8/31）、日本税理士会連合会（9/17）

※必ずしも団体としての意見に限らず、実務に携わる個人の個別意見も含む。

### （１）26年法改正において改正した仕組みの効果について

（不服申立ての手続を審査請求に一元化）

- ・審査請求に一元化した点について、異議申立ての廃止は、公正な判断を行うための効果があった。
- ・（改正趣旨に沿った）効果はあったと考える。
- ・行政機関に苦情を言って来た場合、「審査請求がありますよ」と簡単に言っているのではないか。同じような保育料の減額や生活保護の見直し、障害等級の見直しなど、窓口で説明を尽くして納得してもらえば済むはずなのに、説明に時間をとっていないように思われる。

（審査請求期間を3ヶ月に延長）

- ・（改正趣旨に沿った）効果はあったと考える。
- ・審査請求期間について、期間が伸びたことで一定の効果はあると考える。ただし、審査請求を代理人に依頼することを考慮すると、基本的には、審査請求人が集めた情報に基づいて審理員が職権調査を行うので、事前に多く情報を集めたいという趣旨で3ヶ月では厳しい。審理員による職権調査が充実するのであれば、3ヶ月でも可能であると考え。特に、他の行政書士が行った許認可申請に係る審査請求は、調査が必要になるため3ヶ月は難しく、また、非典型的な業務は情報の収集にかなりの時間を要すると考えている。
- ・ある市では、改正後における処分から審査請求までの日数が60～90日のものは、全体の18%程度であり、請求期間の延長により救済されたケースは少ないように思われる。特に市税の審査請求については、処分自体に裁量権が働きにくく、争点が明確であることが多いとともに、納税通知書等の金額をみて、納税者が納得できなければすぐに申し立ててくるような流れから、期限が伸びたことによる効果はあまりないのではないかと。もっとも、様々な分野の審査請求のことを考えると3ヶ月に延長されたこと自体は良いことだと思ふ。
- ・3ヶ月を経過して審査請求があった事例はそれなりの件数があったが、事務局や担当部署において、何らかのアプローチがされており、期限徒過により却下といったような紋切り型の却下はされていないかと記憶している。

(審理員による審理手続・第三者機関の諮問手続の導入等)

- ・立法趣旨から公正な判断を行うための効果はあると考える。第三者による客観的な審理が重要と考えるので、特定行政書士の活用を要望する。
- ・審理員となる資格を審査庁の職員に限定したため、審理員にふさわしい資質・識見のある職員がいる審査庁では効果があったが、そうでない審査庁では意見書の内容に限界があり、審理期間の長期化が問題となっている。審理員の資質により審理の充実度合いが大きく変わる関係にある。第三者機関の諮問についても、行政不服審査会で諮問を経る事案は、審査会での審理の結果、適切な裁決がされる可能性が高まったが、他方、個別法や条例で行政不服審査会を経由しないでよいことを認めた分野では公正な審査を受けられない弊害が生じている。
- ・新しい制度について、内部的には審理員が第三者機関を意識して事件審理を行うであろうことはメリットになるが、一般の人からすれば、むしろ手続がわかりにくくなったかもしれないとも思う。
- ・審理員の意見は処分庁側の立場に立ったものしか出てこず、審理員の意見の必要性について疑問を感じることもある。固定資産評価審査委員会は、処分庁と申立人の主張で構成されており、その上で委員会は第三者として判断するという立場にあった。審理員が論点を見逃すことがないともいえず、不服審査会も審理員の意見書にとらわれ、第三者的な公正な判断がしにくくなるというデメリットがある。審理員の意見が処分庁の立場に立ったものしか出ないのであれば、中途半端に審理員の意見というのではなく、処分庁側の主張とした方がわかりやすいのではないか。
- ・第三者機関は制度として必要だが、一般国民から見ると、同じ行政庁の職員が第三者機関としての役割を果たしているのかという疑問は残る。

## (2) 標準審理期間の設定の意義や設定状況について

- ・審査庁が扱う事件の争点は事案によって異なり、審査請求は多種多様であるため、現状では標準審理期間を設定することは現実的とは思えない。ただし、審査請求手続が長期間にわたることを防ぐため、一定の「歯止め」となるものは必要と思われる。行政機関個人情報保護法の訂正請求等のように、原則的な期間を定めた上で、その期間を超える場合に理由を提示した上での延長を認める制度などを検討しても良いのではないか。
- ・標準審理期間を定めたとしても訓示規定にとどまるため、標準審理期間を設定することの意義は乏しい。もっとも、保育所の入所不承諾事案などの定型的事案や、一定の期間内に裁決をしないと審査請求の利益を欠く事案については、標準処理期間を設けるべきではないか。
- ・標準審理期間が270日と定められている事例がある。事件の難易度には極端な差があり、複雑難解な事件に照準を合わせることを意識して標準審理期間を設定してしまった

とすると、ほとんどの事件は何の問題もなく標準審理期間をクリアすることができる（ほとんどの事件は3ヶ月以内、早ければ2ヶ月程度で処理できている）ので、標準審理期間を設けることの意味があまりない。実態に沿った形で標準審理期間を定めて、例外的な複雑な案件については期間内に処理できないということを示す方が良い。

- ・ 審査会委員も事務局も、標準審理期間を意識していた。部会の開催期日の前に、事案に関する資料が送付されたり、審理の途中で関係者に要求した資料の提出があった場合に、当該資料が事前配布されたりするなど、部会の開催期日以外に各委員が検討する機会があった。審査請求一覧表が配布されたことも、標準審理期間の管理に役立っていたと考えている。
- ・ 標準審理期間（審査請求から裁決までの期間）を10ヶ月と定めており、平成28年以降に裁決を了した98件のうち、この期間を超えた案件が24件あった。その多くは、審理員と審査請求人との間の主張の整理のために、多くの時間が費やされており、審査請求人の言分をよく聞くための期間という性格もあることから、事務局において、処理の進捗は早めるような指示等を行っていないようである。

### （3）審理手続における口頭意見陳述の権利の充実の効果について（全ての審理関係人の招集、処分庁への質問権の付与等）

- ・ 口頭意見陳述を何のために行うのかを再考しても良いと考える。審査請求書、反論書の記載内容を述べるだけならば意味はないが、書面ではしっかりと答えられない場合に、より立体的な議論ができるとすれば重要である。また、自治体の担当者によっても口頭意見陳述の充実度が変わると考えている。加えて、職権証拠調べを充実させるとより十分な対応ができるように思われる。処分庁の質問権については有益であり、事前に準備書面を提出した上で、それに対して回答するという時間的な充実や内容の充実を図ることが必要ではないか。全ての審理関係人の招集は、質問の機会はもちろんのこと、互いの主張を知り、その後の証拠調べのために必要と考える。
- ・ 処分庁や審査請求人への質問による処分の疑問点の解消、実質的な争点の整理・共有につながっており、大いに効果があったと考える。逆に、質問権の行使が有効適切に行われない事案では効果が認められず、単なる時間の浪費・空転となっている。口頭意見陳述の機会の活用が課題である。
- ・ 審査請求手続において、口頭意見陳述の実施の案内が不十分である場合があり、運用上の問題かもしれないが、個別的に意向聴取を行うのが望ましいのではないか。自治体によっては、口頭意見陳述の意向を丁寧に伺っているところもある。ユーザー目線で言えば、口頭意見陳述の機会を得て、意見を主張して、それについて説明を受けるという流れによって、審査請求人が納得をして審査請求を取下げ又は棄却裁決に納得をするということがよくある。

- ・口頭意見陳述は、審査請求人の心情的なはけ口にはなるだろうが、結果に影響があるようなケースはまれだと感じている。これは、特に税務部門については、処分に裁量の幅が少ないことが理由として考えられる。
- ・口頭意見陳述の意思確認のために、審査請求書の別紙として口頭意見陳述の希望の有無を予め確認する手法を採用している。口頭意見陳述を行わない場合でも、主張書面又は資料の要求を行ったものがあった。

#### （４）参加人による意見書の提出等の権利の充実の効果について

- ・参加人がいるのであれば、権利充実の効果はあるだろうと考えるが、具体的な事例を把握できていない。
- ・審査請求人が障がい者であったケースでは、主張書面の提出によることが困難であったため、意見陳述をしていただくこととし、参加人が本人の意見陳述を見守った。参加人が付き添ったことで、精神的に安定したのか、請求人はしっかりと主張することができた。参加人制度がうまく機能したケースであった。
- ・参加人が関与する手続がほとんどないため、効果の程度は不明である。

#### （５）審理手続における閲覧謄写の活用状況について（閲覧謄写の範囲、書面化、職権交付の在り方等）

- ・謄写が認められることによって、利用しやすい制度となった。職権で得た文書についても、閲覧謄写ができれば良い。
- ・提出されている書類の概要、ページ数等の一覧表があるとより利用しやすい制度になる。特に裁量の幅が広い申請に対する拒否処分があった場合に、拒否事由について、行政側と情報の格差があると感じているため、反論のタイミングであることが望ましく、要望としては審理員の指名の通知の際、弁明書副本送付の際に、請求書の書式、現在審理員が保有している資料を知らせるような運用にさせていただけると良い。なお、デジタル化、オンライン化が進んだ場合には、閲覧謄写請求をしなくても、提出されている資料をオンラインで確認できるようにすべきかと考える。
- ・審査請求人が代理人である事案や、よほど手続に精通している者による事案でなければ、証拠書類の閲覧謄写までは行われていないように思われる。他方、審理員としては、審査請求人が証拠書類を確認の上適切に反論をしてもらいたい事案もあるが、閲覧謄写の申請がない中、職権で送付してよいか悩む場合もある。審理の効率化という観点では、審理員が必要と判断した場合は、職権で証拠書類を送付する取扱いを認める旨の規定を設けるべきである。これとは別に、審査請求人が提出した証拠を処分庁に開示してよいかという問題はあるが、これも審理員の合理的な判断に委ねることが望ましいの

ではないか。

- ・ 税務に関する資料は、個人情報が多い（たとえば、マンションの固定資産税については、当該マンション全所有者の情報が含まれている等）ため、証拠をそのまま交付できないケースが多い。また、事件の特性的にも税務については職権交付すべきものが少ないように思う。いずれにせよ、職権交付についての一定のルール（明文）はあったほうが良いと思う。

## （６）審理手続のオンライン化の促進について

- ・ 可及的速やかに進めるべきである。オンラインを利用できる者にとって、メリットが大きい。ただし、全てにおいてデジタル化を促進すべきということではなく、口頭意見陳述の意義等を失わせないように配慮すべき。対面や書面でのやり取りと機能的に変わらないようであれば、全てオンラインにしても良いと思うが、そうでないのであれば、その部分についてはオンライン化すべきでないと考える。
- ・ 審査請求は、訴訟と異なり書面主義であるので、口頭意見陳述の手続以外は全て書面のやり取りで完結している。オンライン化により審理を効率化するとすれば、審査請求書や主張書面、証拠の提出のオンライン化であると考えられるが、仮にそれだけをオンライン化するというのであれば、大幅に審理が効率化することにはならないようにも思われる。書面の郵送事務の削減（ペーパーレス化）という観点からは、審査請求人の同意を条件に、オンライン化の促進には賛成する。口頭意見陳述は、オンライン（WEB）で実施できる事案もあるかもしれないが、唯一の対面手続であるので、引き続き審査関係人を招集する方法での実施が望ましいと考える。
- ・ 複数の資料を同時に参照することが多いので、その場合にパソコンの画面だと行いづらさなど、審議に必要な資料の量や審議形態から、Web 開催は難しいとして実施していない事例もある一方で、コロナ禍の状況を踏まえて審議をオンラインで実施している事例もある。オンライン化され、利便性が高まるのはよいことだと思う。

## （７）「行政不服審査裁決・答申検索データベース」の活用状況や改善方策について

- ・ 活用しており情報量には満足しているが、行政主体によって掲載の程度、方法が異なっており、使いづらさがある点は否めない。要望としては、全ての事件について原本をPDFで掲載する方法を原則とする運用にしていきたい。検索方法、例えば、審査庁や行政不服審査会等の名称の入力方法（都道府県から入力が必要なケースと不要なケースとあり面倒等）にも使いづらさを感じる。
- ・ 検索結果に処分根拠法令と原処分の概要が分かるようにしてほしい。また、検索の便宜



のため、各事件に対し、統一の事件番号を付する方法を検討していただきたい。

- 複数のフリーワードで絞り込みをした場合であっても、検索結果が広範囲にわたり、参考事例に絞り込むのが難しい。また、検索結果には答申や裁決の概要が書かれていない（審査庁・審査会の名称や不服申立ての種類が表示されるだけ）ため、そこからファイルをダウンロードして一つ一つ内容を確認するのが大変である。国税・市税のデータベースは、裁決要旨がまず表示されているので使いやすいが、要旨の記載は負担になるので、統一的に各市町村ができるかは工夫をしないと難しいと思う。せめて争点だけでも表示してもらえるとありがたい。
- 「税」、「生活保護」、「産業廃棄物処理」等、案件に関連するタグをつけるなどして系統別に絞り込み検索が可能となれば、利便性が向上するのではないか。また、いつ頃までに掲載すべきといった指標はないのかが気になる。

#### **（８）審理員、審査会、審査庁、処分庁における職員の量・質の確保のために必要と考えられる支援について**

- 隣接都道府県、市町村などの弁護士、特定行政書士等の専門士業を積極的に登用していただきたい。特に審理員については、日本全国に一定数の確保が必要となり、その意味では、地方にも会員が分散している行政書士の活用は率先的に行っていただきたいと思う。そのためには、能力の担保が重要だと考えているので、審理員・審査会委員になるための研修を充実していきたいと思っているが、今のところは存在しない。研修等を通して質を担保した形で審理員候補者名簿に登録し、必要に応じてそこから派遣するというような流れを作っていきたいと思う。
- 審理員の資格の認定制度を作った方がよいのではないか。少なくとも審理員のための事実認定や法令解釈や審理員審理手続の円滑な遂行のための研修が必要であると考え。また、処分庁の職員についても、今後の研修の内容として、事実認定や法令解釈の研修を取り入れるべきである。そのような研修実施の受け皿となることを検討している。
- 争点が複数存在する事案や、高度な法律解釈を伴う事案、正確な事実認定を必要とする事案に関しては、弁護士でなければ審理員を務めることは難しいと考えられる。現在、審理員を「審査庁に所属する職員」と規定していることから、弁護士を審理員とする場合、職員に任用する必要がある、任用の手間等も一つの障壁となって弁護士を審理員とすることが進んでいないようにも思われる。審理員は審査庁が定めた要件を満たす者を審査庁の判断で任命できるとして、審査庁の職員という制限を撤廃することを考えてもよいのではないか。将来的に、政治的行為の禁止など服務についての規律が適用されることと、主義主張に関わる事件や大きな事件について弁護士として担当することとの関係で、審理員の任命などへの影響が出てくる恐れも可能性として考えられる。
- 審理員による争点整理は重要なので、予算をつけて専門家を雇ったほうがよいのではな

いかと思う。審査会でも争点整理をするが、専門ではないので十分な時間をかけることができない。審理員段階でしっかりとやってほしい。

- ・審理員によっては、自分の専門分野以外の不服申立てや争訟手続に関する知識や経験が必要になると思われ、そのための研鑽が必要になると思われる。しかし、専門的な分野であり、研鑽等のための具体的な方法もよく分からないため、その支援（経験者等による事前の研修等）を積極的に行っていただければありがたいと思う。

### （9）行政不服審査制度の利用促進及び国民への周知、情報提供について

- ・利用促進を図りたいのであれば、行政統制機能の観点からも積極的に行政不服審査制度を利用して欲しいというメッセージを行政から発信していただきたい。政府広報も積極的に行って欲しい。行政が率先してそのような発信をすることにより、行政書士からも審査請求を活用して欲しいという発信をすることが容易となる。
- ・行政書士法では、行政書士が代理人として行った許認可申請に係る審査請求についてのみ行えることとなっているが、行政書士が原処分に関わっていない場合の審査請求の相談が特に交通違反、建設業、入管業務の関係で国民から多く寄せられている。従って行政書士法の改正が行われると、制度の活用範囲が広がると考える。
- ・行政不服審査制度の利用促進のためには国民への周知徹底が必要である。そのためには、処分通知書の教示において行政不服審査制度のリーフレットや審査請求書のひな型の配布や、情報公開室にならった、行政不服審査総合案内所や審査請求の統一的な窓口の設置が必要であると考えます。
- ・本当の意味で不服審査に値する案件は少なかったように思う。その意味では、正直なところ、制度の存在を国民に周知したところで、意味のある事件が増えるようには思えない。
- ・不服があっても我慢して泣き寝入りする、という状況がないようにすれば、それでよいのではないかと思う。まずは、「変だと思ったら、お尋ねください。」といったことから始めればよいと思う。処分通知書に記載されている「この処分に不服がある場合は・・・」の教示文の書き方（文言そのものと文字の大きさ）を工夫する必要があるかもしれない。
- ・行政庁の処分に不服があっても、多くの住民は、どのように不服申立をしたらよいか分からないのがほとんどではないかと思われる。市のホームページには、行政不服審査手続が詳細に掲載されているが、積極的に検索等しなければ、住民の目に触れることはないものである。広報等に行政不服審査制度の概要等を分かりやすく掲載するのも一つの方法ではないかと思われる。

## (10) 弁明書、審理員意見書、答申、裁決書の記載内容について

- ・裁決書の記載については、事案の概要と審理関係人の主張の要旨に共通する内容が多く、読みづらさがあることは否めない。この点の改善の余地はあるように思う。
- ・答申で付言が見られることがあるが、これは評価できると思う。ただし、棄却裁決をする際の付言の運用について、処分が適法、妥当であると判断しながら、行政運用を改めるような付言をするならば、どのような意義があるのか検討する必要があると考える。審査会では不当かどうかをしっかりと議論をした上で付言をしているのだと思うが、棄却裁決を受ける側としては、付言をつけるなら不当なのではないかという気持ちがある。不当性までの判断を審査庁ができる以上、付言は、原則として、認容裁決をする際に、今後はこのような行政運営に改めて欲しいという意見として活用していただきたいと思う。
- ・審理員や審査請求に関与する職員が弁明書、意見書、答申、裁決といった行政文書とは異なる起案に慣れてもらう必要がある。そのためには、関与する職員又は関与する可能性のある職員に対する継続的な研修の実施が必要である。もともと、相当高度な事案に関しては、年数回の研修によって適切な対応が可能になるとは考えにくいことから、事案の難易度や性質に応じて、各地域の弁護士に対し、審理員を指名できる制度の構築は必要である。
- ・弁明書などの記載内容の質にばらつきがある。審理員のところでも法律的な文書をしっかり書いて欲しいと思うこともある。
- ・固定資産評価審査委員会の案件では、納税通知について、役所の窓口で相談に来た場合にきちんと説明をしなかったことを発端に審査の申出につながるケースが多くあると思われる。これまでの案件も、行政が処分決定時の説明不足、もしくは、双方の齟齬によるものが多かった。これと同様に、行政不服審査法においても、審査請求に行く前に、何らかの丁寧な説明で問題が解消するのではないかとと思われる。審査請求の発端は役所の窓口の対応にあると思うので、総務省の方で対策をしていただきたい。

### 【ヒアリング項目以外に関する意見（日弁連）】

#### (1) 審査請求書受付から審理員指名までの期間の法定

審査請求書が提出されてから審理員が指名されるまでに相当の期間を要している事案が見受けられる。審理員候補者をあらかじめ選定する、又は速やかに指名できる体制が構築されている限り、指名に時間を要する理由はないと考えられるから、審査請求書受付から審理員指名までの期間は法定すべきではないか。

#### (2) 弁明書に対する処分根拠資料の添付の義務付け

適切な弁明書が提出されるか否かは迅速かつ充実した審理にとって重要な意義を有するが、弁明書において、処分の根拠となった資料（処分に関する規定や処分基準など）が添付されていない、又は証拠提出されていない場合、審理員としては、改めて処分庁に必

要書類の有無の確認等を行う必要がある。弁明書を提出する際、行審法 29 条 4 項記載の書面のほか、処分の根拠となる資料に関してはあわせて提出する旨を規定すべきである。

(3) 行審法 9 条 3 項の見直し

行審法 9 条 1 項但し書に基づき、条例で行政不服審査法の適用を除外しているような場合（例えば、情報公開請求に対する審査請求の事案）、同条 3 項により、審理員が審査庁と読み替えられた上で、情報公開審査会等の諮問機関に諮問がされることが予定されている。しかし、自治体の運用上、審査庁における審理を行った上で、審査会に諮問をしている場合と、審査庁段階での審理は一切行わず、審査請求があれば自動的に諮問を行い、審査会のみでの審査となっている場合など、運用が区々である。行審法の読み替え規定によれば、審査庁審理と審査会審理が行われることが予定されているはずであるが、運用が区々であるという実態を踏まえて、規定の見直しを検討すべきである。

(4) 審理員意見書の写しの審査請求人に対する速やかな交付規定

審理員意見書が提出された場合、審査請求人に対しても、意見書の写しを速やかに交付すべき旨の規定を新設すべきである。

(5) 行政不服審査会に対する諮問方法の統一

審査庁から行政不服審査会に対する諮問に関しては、審査庁が裁決に対する一定の結論（棄却や却下など）を示した上で、そのような結論は相当かを諮問する場合や、そのような結論を明示せず諮問をするような場合、さらには、審査庁があらかじめ裁決案を作成し、このような内容で裁決することが相当かを諮問する場合など、諮問の方法は統一されていない。審査会は諮問に拘束されることなく審理を行うことはできるものの、諮問の方法に関しては統一的な運用が行われるべきではないか。

(6) 行審法 43 条 1 項各号に該当する場合であっても審査庁の判断により行政不服審査会に諮問することができる旨の規定の新設

行審法上、43 条 1 項各号に該当する場合を除き、諮問をしなければならないとの規定となっているが、各号に該当する場合であっても、審査庁が諮問を必要とする判断をした場合、諮問ができる旨の規定を新設してはどうか。

(7) 行政不服審査会による付言についての法的根拠の明示

審査会の運用上、答申において、処分のあり方等に対する付言がされることがある。しかし、答申は審査庁に提出されるものである以上、処分庁に対する付言が制度上、処分庁に伝達されることが保障されているわけではない上、処分庁がこれに応答する義務はないことから、一方的な意見が述べられるにとどまっているというのが実情である。

付言に関し、審査会が、付言ができる根拠を明示するか、又は、付言に対し、付言の  
名宛人がこれに応答することを求める規定を新設することを検討してはどうか。

## 行政不服審査法の改善に向けた検討会ヒアリング結果概要（国及び地方公共団体編）

対象：国土交通省（9/13）、厚生労働省（9/13）、行政不服審査会（9/15）  
鳥取県（9/8）、神奈川県（9/9）、伊丹市（9/13）、京都市（9/14）、栃木県（9/15）

### 【審査請求の処理体制について】

- ・行政不服審査法の関係は、基本的に各局の各課において処理している。審査請求の進捗状況は、それぞれの部局がエクセルなどで管理している。（国）
- ・審査請求書の提出先は各部局の窓口が担当しており、省で一つの窓口というわけではない。進捗管理の把握は、申立書を受け付けてから裁決書を送付する日付までを管理するような形で、月毎に不服申立ての処理状況（エクセル）をまとめて把握している。審理員は全て審理室の職員（7名の常勤の職員）が担当しており、原則論点整理書（法令・制度の一般的な解釈を示すもの）を提出してもらい、審理員意見書を提出している。（国）
- ・本県の行政不服審査会は、一般の行政処分に対する審査請求のほか、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく公文書の開示決定等に対する審査請求の審議も行っている。審査会の各部会が取り扱う事件の分野は、原則として諮問の順番に沿って割り振っている。審査請求書が所管課に来た段階で審査庁（所管課）が形式的審査をし、審査請求書のコピーが本課に届く。並行して所管課で審理員が指名され、審理手続が行われる。審理手続の進捗状況は本課で管理し、審査会事務も行っている。審理員を務める者は、部を統括するような総務主幹という役職に就いている者や処分を担当するグループ等と縦関係にない課長級の者等を指名している。（地方公共団体）
- ・本県では、審査庁事務については、制度・法令を所管している課が行っており、法務担当課は審理員の事務と審査会事務局事務を行っている。（地方公共団体）
- ・本市では、市税に関する案件を担当する審理員を税制課に1名、それ以外の案件を担当する審理員1名をコンプライアンス推進室に配置している。コンプライアンス推進室が担当する審査請求の範囲は、市長を審査庁とする審査請求のうち、「個人情報保護条例又は情報公開条例に基づく処分又は不作為に係る審査請求」、「市税に関する審査請求」を除いたものである。審査請求が来た場合の窓口は、それぞれ処分を行っている局が審査庁として担当し、補正も審査庁が行っている。（地方公共団体）

## (1) 標準審理期間の設定の工夫事例・支障事例について

(審査庁において、行審法第16条の標準審理期間を設定している場合には、設定の仕方や工夫についてお聞かせください。設定していない場合には、設定に係る具体の支障についてお聞かせください。)

- ・ 設定していない。理由は以下のとおりである。(国)
  - 行政庁の責めに帰さない事情により審理に要する期間が変動するため
  - 事案の内容により審理が長期化する可能性があり、一律の設定は困難であると考えするため
  - 設定した期間内に裁決できない可能性が生じるおそれがあるため
- ・ 処理をする案件の分野が多岐にわたり、事案により処理期間が異なるため標準審理期間を設定していない。同一分野に設定する場合でも、難易度が異なるものが多いので分野ごとに設定することは難しいと考えている。(国)
- ・ 本県では、標準審理期間は設定していない。理由は、審査請求事案によって審理に要する期間が大きく異なるため、統一した処理期間を設定することが困難であるため。本県では、生活保護、道路交通法関係(公安委員会)、税関係の審査請求が多く、行政手続法の標準処理期間と同様に、行審法においても類型化すれば設定できる可能性はある。ただ、それぞれの所管課とどれだけ調整ができるのかという問題もある。(地方公共団体)
- ・ 設定していない。審査請求の6～7割が生活保護と特別児童扶養手当にかかる審査請求であり、審理の困難度が多岐にわたっていることから、一律の審理期間を設けることが難しい。法務担当課から審査庁事務担当課に対しては、標準審理期間を設定して欲しいと言っているところである。データ分析ソフトを用いて、約3年前から審査請求にかかる日数を把握している。審理期間を意識させるために、各事案においてどの手続にどれくらいの期間がかかっているかをデータ抽出した上で、それを一覧表にして審査庁に対して提供している。(地方公共団体)
- ・ 審理に要する期間(審査請求書の受付から裁決に至るまでの期間)について、これまでの平均から、行政不服審査会の審査を経る案件についてはおおむね8.5ヶ月、同審査会の審査を経ない案件についてはおおむね6ヶ月としている。これは、行審法に基づくものではなく、現状の処理状況から情報を提供している。標準審理期間を設定していない理由は、事案の複雑さ、審査関係人の書面の提出回数等により処理期間が異なるため、定めた標準審理期間から遅れるものが出てくることである。これらの期間より遅れていることを指摘されたことはあるが、口頭意見陳述を実施して書面のやり取りも複数回行った事案なので仕方がないと考えている。税関係では、事案により処理期間が異なるため、定めた標準期間から大幅に遅れるものが出てくる可能性があることも踏まえ、設定していない。(地方公共団体)

- ・本県では、内規で処理要領を定めており、標準処理期間（原文）を5ヶ月として定めている。ただ、事務处理的に審査手続が遅くなってしまっていることを認識している。（地方公共団体）
- ・法務管理課が処理する審査請求を全て対象として（法務管理課で扱っていない、情報公開、建築審査会、教育委員会で受ける審査請求は除く）、現行の行審法施行時（平成28年度）に請求のあった案件に要した期間や他の自治体の事例を参考として、6ヶ月と設定した。審理員意見書の作成期間及び一の案件に対する審査会の開催回数が予定より伸びるケースがあり、標準審理期間を見直すことを検討している。（地方公共団体）

## （2）審理員の指名に時間がかかる理由は何か

（審査庁において、審査請求書を受け付けてから、行審法第9条第1項の審理員の指名まで（補正に要した期間は除きます。）に時間を要する要因・理由をお聞かせください。）

- ・審理員指名の決裁の段階で、裁決の方向性を示すよう求める決裁権者がおり、説明の材料を集める必要があったため。（国）
- ・所管法令に関わる審査請求のみならず、開示決定にかかる審査請求や、原告数十名規模の国家賠償請求訴訟等も担当しており、訴訟については明確な期限が設定された作業が多いために優先順位が高くなり、審査請求事案についても比較的進めやすい案件から処理しているため、準備に時間を要する事案の審理員指名に係る作業の優先順位が低くなっているため。（国）
- ・年度をまたいでしまった案件については、担当者の異動があり、案件を一つ一つ、一から勉強する必要が生じたため。（国）
- ・同一事業の請求人が多いため、申立適格を確認するのに時間を要するため。（国）
- ・よくある事例として、審査請求書の記載内容が不明瞭であること、適法性や事案の特定の要否の判断に時間がかかるということがある。そもそも請求人が審査請求に不得手であるということも考えられるため、作業を何度も繰り返すということも要因に考えられる。（国）
- ・審査請求の件数が非常に多く、業務上の問題もある。（国）
- ・一部の審査請求人から並行して処分の取消訴訟が提起された事案があり、かなり時間を要している。（国）
- ・また、審査請求人が転居したという理由で、補正通知書が到達しなかったということもあった。補正に必要な必要資料を担当部署から取り寄せる際に時間がかかることがある。（国）



- ・本県の場合、「審査請求事務取扱マニュアル」を定め、その中で、裁決担当課や審理員となるべき者等の基本的な処理体制を示しているため、審理員の指名に特段時間を要するケースは生じていない。（地方公共団体）
- ・本県では、審理員の指名について生活保護なら A、税関係なら B というように分類に応じて審理員を事前に決めているため、特にここで時間を要しているとは考えていない。（地方公共団体）
- ・審理員が最初から決まっているため、内部決裁に要する期間はあるが、速やかに指名している。審理員候補者は1名しかいないが、現状の件数（15件程度）であれば、特に負担を感じることはない。（地方公共団体）
- ・審査請求書の提出から審理員の指名までは、通常、1週間～10日程度であり、特に指名に時間を要することはない。通常より多少時間を要した事案としては、審査請求人が審査請求書提出時に「処分について処分庁から十分な説明を受けていない」と訴えたため、審理手続開始前に処分庁に説明の機会を設けさせたケースがある。（地方公共団体）

### （3）審理員意見書を受けてから諮問に長期間要する理由は何か

（審理員から、行審法第42条の審理員意見書の提出を受けてから、審査庁において行政不服審査会等への諮問までに時間を要する要因・理由をお聞かせください。）

- ・答申後、行政不服審査会の調査によって諮問の内容に含まれない事項が明らかとなり、審査庁において詳細な調査を行った後に再度諮問を行ったという事案があった。また、棄却の意見書の受理後、類似の事案について審査会から棄却は妥当とは言えないという答申がなされたことから、再度審理をしたという事案があった。（国）
- ・制度所管部署に意見照会をして回答を得るまでに時間がかかること、諮問の前提となる労災保険法に基づく労災保険給付の審査請求の結論によって行審法の審査請求の結論が左右されるものがあるので、給付の審査請求の結果を待つことで時間がかかってしまうということがある。（国）
- ・審理員の中には、法曹有資格者がいることから、審理員意見書の練度が高く、審査庁担当課において修正がなされることはないため、諮問に時間がかかっているとは思わない。ただ、練度が高いため逆に審理員意見書とは異なる内容の諮問をしようとする場合に検討に時間がかかることも稀に存在する。法曹有資格者は、いわゆる会計年度任用職員として雇用している。審理員が5名いるうち、有資格者は2名であり、それぞれ通常の行政職員とコンビで審理員意見書を作成している（法的知見と行政の知見を組み合わせている）。（地方公共団体）
- ・審理員意見書の内容と審査庁の裁決の方針（結論）が異なる場合、意見書の内容に対す

る反論を準備し、諮問の方針について内部の確認を取るのに時間を要していることがある。（地方公共団体）

- ・政策法務課が審理員意見書を事前にチェックをして、諮問しているので審理員意見書を受けてから諮問をするのに時間がかかっているわけではない。審査請求手続の中で一番時間がかかっていると感じるのは、申し立てを受けてから審理員意見書を作成するまでの過程。弁明書や反論書などの証拠書類を整理するのに6ヶ月ほど時間がかかっている。（地方公共団体）

#### （４）答申を受けてから裁決に長期間要する理由は何か

（審査庁において、行政不服審査会等から答申を受けてから、裁決までに時間を要する要因・理由をお聞かせください。）

- ・答申の内容を踏まえ、制度の運用調整に時間を要する場合があるため。（国）
- ・業務量の問題上、未処理のものが多くある中で、先に請求が来たものから処理をしていくことがあり、答申が出た後すぐに裁決を作成する作業を行えないということがある。（国）
- ・棄却意見で諮問を行ったもので審査会から棄却は妥当ではないという答申が出されてしまった場合において、内部の検討・調査を要したために2年8ヶ月の期間を要したというものがある。（国）
- ・審理員意見書・諮問・答申がいずれも同じ方向性の場合には、短期間で裁決に至っている。ただ、答申が審理員意見書や諮問と異なる内容になった場合には、審査庁の担当課において実務への影響も含めて裁決に時間がかかることもある。（地方公共団体）
- ・答申内容と審査庁の裁決の方針が同一であれば時間を要しないが、異なる場合に、最終的な裁決方針の確定等に時間を要するものはある。（地方公共団体）
- ・答申の結論を裁決で採用しなかった事案においては、裁決理由の作成に時間を要している。（地方公共団体）
- ・政策法務課が答申を事前にチェックをして、裁決を作成しているため答申を受けてから裁決をするのに時間がかかっているわけではない。（地方公共団体）

#### （５）義務付け裁決の活用（活用が望ましい事例・適さない事例）について

（審査庁において、申請拒否処分に係る審査請求又は不作為についての審査請求につき理由があるとして認容（申請拒否処分に係る審査請求については一部認容を含む。）した場合において、審査庁が当該申請に対し、一定の処分をすべきものと認めるときは、行審法第46条第2項各号若しくは第49条第3項各号に定める措置をとることとされています。当該措置について、活用することが望ましいと考えられる事例（処

分)や、活用が適さないと考えられる事例(処分)などがあれば、お聞かせください。)

- ・ 現実問題として、他の行政機関が行なった行政行為に対して、義務付けまで踏み込んで判断するという事は難しい面がある。審理員手続を経て審査会に諮問されるので、しかるべき資料は審査庁も把握しているが、書類では分からない部分も当然にあると考えており、妥当ではないので取り消せとまでは言えても、具体的に何かすることをどこまで言えるのかという疑問がある。また、審査庁と処分庁は異なる行政機関なので、全ての資料を出してほしいということも現実的に難しいと思う。以上のような理由から、公文書開示請求に対する審査請求の場合、処分庁が審査庁となることから、「非開示決定に係る審査請求で、対象公文書の特定の誤りにより対象公文書不存在として非開示とした事案において、原処分を取り消し、改めて対象公文書の特定を行った上で、開示・非開示の判断を行う場合」、「部分開示決定や非開示決定に係る審査請求で、条例の解釈誤りにより開示すべき情報を非開示とした事案において、原処分を取り消し、非開示とした部分の開示を行う場合」等は、適する事例と考える。(地方公共団体)
- ・ 本県で扱う審査請求のほとんどが市町村の出先機関あるいは市町村長が行う処分であり、審査庁である知事は、処分庁又は処分庁の最上級行政庁ではないので、これに該当する事例を持ち合わせていない。(地方公共団体)
- ・ 手続面、実体面に問題のあることが明らかである場合に、処分を取り消すだけでなく、権利救済のために必要な行為を義務付けたケースがある。(地方公共団体)

## (6) 大量請求事案への対応について

(審査庁において、大量の審査請求を受けたことがある場合、その具体事例と対応内容についてお聞かせください。その際、行審法第 24 条による却下裁決、第 39 条による審理手続の併合、第 43 条第 1 項第 5 号による諮問の省略など、審理を円滑・迅速に進めるための措置を活用した事例や、これら規定の利用に当たり支障があった事例などがあればお聞かせください。)

- ・ 行審法第 24 条は適用実績がある。同法第 11 条 2 項(総代の互選命令)又は第 39 条(審理手続の併合)を適用できれば、事務負担が軽減されるが、適用実績がなく、どのような場合に適用可能又は不適當なのか判断が困難である。「審査請求事務取扱マニュアル」等で具体的な例を挙げて示していただければ、適用しやすくなると思う。(国)
- ・ 生活保護の基準改定について、平成 25 年から経過措置を含めて 3 年間で基準が改定したことによる保護費の引下げに対する再審査請求を取り扱っており、多数の審査請求人から同一の改定に対する請求が行われている。大量に請求され、処理しきれていない。生活保護費の改定は平成 25 年、平成 30 年と行われてきたが、平成 25 年に関する裁決がほぼ

終わり、平成 30 年の改定に関する請求に最近着手し始めたところ。審理の併合については、生活保護基準の改定に関する再審査請求だと、同じ請求人からではないので、併合がそもそもできないと考えている。(国)

- ・ 審理手続を行わずにする不適法却下の場合において、併合を使えないかと疑問に思うことがある。特殊な例だが、手続に不慣れな審査請求人で、補正命令などをした場合にも全てのリアクションを再審査請求で返してくる。これらを全て個別に処理しなければいけないとなるとかなりの負担になるので、まとめて不適法却下にできる制度があると良い。(国)
- ・ 本県の場合、情報公開条例に基づく公文書開示請求に対する開示決定等について、特定の個人から複数の審査請求事案が提起されている。行政不服審査会において、類似する複数の事案を並行審議することにより、審理期間の短縮を図っている。(地方公共団体)
- ・ 同じ人物から極めて短期間の間に複数の類似請求がされた場合には、審理員において行審法第39条に基づいて審査請求の併合を行ったことがある。生活保護基準の改定など、多くの審査請求人から同じような審査請求がなされた場合には、行審法第43条1項5号に基づいて審査会への諮問を不要とすることもある。諮問を省略する場合には、同一内容の大量請求が来た場合に、一部の請求について先行事例として一度審査会の各部会に諮問して結論を出し、その後、審査会の全体会を開催し、後続の同様の審査請求について諮問をしなくても良い旨を決定している。(地方公共団体)
- ・ 同じ人物から類似の審査請求が少し時期をおいてされた場合に、時期が異なっているため併合ができない、請求内容も少しずつ異なるため諮問を不要とするわけにもいかないといったこともある。(地方公共団体)
- ・ 生活保護基準に関して、10名程度から同趣旨の審査請求があったので法39条に基づいて併合をした。同じ分野の審査請求については、同じ審理員が指名されているので、審理員の指名前に審理手続の併合を行わずとも、特に支障がないと考える。また、同一請求人から同一趣旨の審査請求があった事例について、諮問を経ずに裁決をすることについて議論があった。(地方公共団体)
- ・ 情報公開に係る審査請求の大量請求事案がある。一人が多数の審査請求をした場合に、併合などをして審議をしたことがある。(地方公共団体)
- ・ 大量請求事案はないが、同一人から同一争点について毎年審査請求を受ける事案(国保税の税額決定処分に対する不服)がある。第43条第1項第5号により諮問を省略しているものの、審理員の負担は軽減されないため、結果的に他の案件の処理期間が長引いている。(地方公共団体)

## (7) 行審法第 37 条の規定による意見聴取の審理手続の計画的遂行への寄与、活用していない場合はその理由、争点整理が困難であった事例、争点整理ができていなかった事例

(審査庁において、行審法第 37 条の規定により、事件が複雑である場合などには、審理員は、審理関係人(審査請求人、参加人及び処分庁等)を招集し、審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができるとされていますが、活用事例があればお聞かせください。また、活用に当たり支障などがあればお聞かせください。)

(審査庁において、審理員が行う審査請求に係る争点整理が困難であった事例やできていなかった事例を把握しているものがあればお聞かせください。)

- ・原則、提出のあった書面を基に審理手続を行うこととしているため、行審法第 37 条を活用しようと考えたことがない。強いていえば、審理関係人に聴取する事項の精査、期日・会場の設定にかかる作業が負担となるため、活用が困難と史料。(国)
- ・必要な事例がなかったため活用していない。(国)
- ・行審法第 37 条の規定は用いていない。(地方公共団体)
- ・行審法第 37 条の規定により意見聴取を行った事例はない。弁明書の中で処分内容及び理由(根拠法令、要件事実)の記載が不十分なため、審理員の負担が増したケースが複数見受けられており、処分庁の職員に対する庁内のサポートが課題となっている。(地方公共団体)

## (8) 適切でない弁明書の例について

(行政不服審査会等において、円滑な調査審議の遂行上、処分庁の弁明書の記載が不十分又は不適切であったと思われる事例があればお聞かせください。)

- ・不十分な弁明書の例として、客観的な書類の添付が不足している場合が考えられる。証拠書類がないと審理員が判断できないので、その場合には追加書類を求めるとことになる。(国)
  - ・保有個人情報開示請求の部分開示決定に対する審査請求事案に係る弁明において、非開示部分について非開示とした実質的な理由を明らかにせず、条例の非開示情報について定めた条文やその解釈の記載にとどまっているものがあつた。(地方公共団体)
  - ・審理員に提出される段階で大きく分けて以下のような事例がある。そもそも、処分通知書の理由付記自体が簡素である場合が多いと感じている。(地方公共団体)
- 処分にかかる事実経過の記載が不十分なもの(弁明書の実事関係が、処分にかかる経緯ではなく処分を行った事実し

か記載していない)

→複数の処分のうち、一部の処分にかかる弁明が欠落しているもの

→どの事実をどの規範に当てはめたかについての記載がなく、処分通知書に記載されている理由と同じことが書いてあるもの

→審査請求人の氏名や事件番号の記載がないなど事件の特定ができないもの

→法令が存在しているにもかかわらず、マニュアルなどの要綱に沿って処分を行ったので問題ないと記載され、さらにマニュアルや要綱と法令についての関係性について記載がないもの

→主張とは関係ないような内容（今回は適法な処分であったし、これからも適法に処分をしていくという意気込みのような内容）が記載されているもの

- ・弁明書の記載が不十分な事例はあまりないが、2年前に処分庁と審査請求人の主張が事実関係から異なっている事例があった。（地方公共団体）
- ・反論書の提出で審理が尽くされていることが多いが、反論書に対して処分庁がさらに主張をしたいという事例がある。この主張は、弁明書の主張を重ねて念押ししておきたいというようなものが多い。（地方公共団体）
- ・最終的に意見書に記載することが必要となる事実関係の記載や、処分の結論に至るまでの該当法令の適示、当てはめの記載が不十分であるため、別途、審理員からの質問が必要となるケースが見られる。（地方公共団体）
- ・弁明書及び証拠書類の内容のみでは、処分内容について詳細なことがわからないため、多くの案件で、処分庁にヒアリングを行っている状況。原因としては、①「処分内容及び理由」について弁明書の記載が不十分な例が多いこと、②処分庁の主張の根拠となる箇所が証拠書類で特定されておらず、大量の資料を確認しなければならないケースがあることが考えられ、審査庁としても弁明書や証拠書類の提出について処分庁に指導する必要があると感じている。よく審査請求が来る課は、弁明書をしっかり書けるが、めったに審査請求が来ない課は難しい。（地方公共団体）

## （9）適切でない審理員意見書の例について

（行政不服審査会等において、円滑な調査審議の遂行上、審理員意見書の記載が不十分又は不適切であったと思われる事例があればお聞かせください。）

- ・下記の事件における審理員意見書は、実際に目にする機会が多く、問題性が大きい。また、審理員意見書自体ではないが、審理員意見書の提出後、諮問までかなり時間がかかっているような場合があり、審査庁において迅速な手続を行うよう、繰り返し付言で言及している。（国）

○説明・主張立証責任の所在について、認識が不十分な場合があった事例（平成29年度答申第44号）

→審査請求人の主張に対して十分な確認を怠っていた。

○基本的・客観的な資料に欠落・不足がある事例（平成 28 年度答申第 1 号、令和元年度答申第 37 号）  
→（特段の理由なく）原処分時の資料のみに基づき判断していた。

→適切な裏付け資料を確認することなく、専ら処分庁の弁明書等の記載に依拠して事実を認定していた。

○客観的な資料・事実について十分検討していない事例（平成 30 年度答申第 79 号）

→客観的な資料に基づく合理的な理由・根拠なく、対立供述の一方を採用した処分庁の判断を是認していた。

○事案の問題点が適切に論点・争点化されていない事例（令和元年度答申第 38 号）

→処分庁の処分理由の記載が不適切であるのに、なんら言及していなかった。

○判断の枠組み、規範が根拠法令等に照らして妥当かどうかを判断していない事例（平成 29 年度答申第 21 号、同第 47 号、同第 48 号）

→既存の通達を機械的に当てはめて判断し、通達自体が法令の規定の趣旨に照らして適切、妥当であるかの判断がなされていない。

○処分に関する関係法令の記載が不足している事例（令和 3 年度答申第 28 号）

→処分前後の改正を踏まえた必要十分なものでないことがある（処分が法令改正前後をまたぐような場合には、改正前後のどの規定が適用されるかを検討することは必要不可欠）。

○審査請求後に重要な事情変更が生じていないか確認していない事例

→継続的な処分が審査請求後に終了しているかどうかを把握せず諮問した事例。（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 29 条 1 項に基づく措置入院に対する審査請求後の入院者（審査請求人）の退院）

- ・審理員意見書は、事前に政策法務課でチェックをしているので、特に著しく適切ではないものはない。（地方公共団体）

## (10) 裁決の公表に当たっての支障について

（行審法第 85 条において、不服申立てに対する裁決等をする権限を有する行政庁は、裁決等の内容その他不服申立ての処理状況について公表することが努力義務とされています（行審法第 85 条）が、裁決等の内容の公表に当たっての具体的な支障についてお聞かせください。）

- ・公表していない。個人情報等をマスキング、匿名化等する作業に時間を要するため。（国）
- ・個別事案についての裁決は、対外的に公表する必要性が低いと考えるため、公表していない。（国）
- ・公表していない。理由は、大きく分けて以下の 2 点ある。（国）  
→ 1 点目は、プライバシー保護に関する支障。これは、省内の複数の部局から意見が出ている。マスキングの程度や個人情報の匿名化など、どういう方法で行うべきか明確な基準がないのでやりにくい。特に、氏名をマスキングしても事案が分かってしまうこともあるので、マスキングのレベルの判断が

難しい。

→2点目は、多くの未処理の案件を抱えている場合に、公表の作業に時間を割くことが難しい。

- ・特段の支障はない。答申では個人情報情報は伏せ字にしており、裁決もそれに準じて伏せ字にしているため、裁決の公表に作業量等の支障が出ることはない。（地方公共団体）
- ・裁決と答申は迅速にデータベースに公表しているため、特に支障はない。マスキングについて、裁決や答申はそこまで長文ではないので、負担にはなっていない。データベースは他の自治体の裁決答申を参考にしていてある部分があるので、さらに拡大すると嬉しい。（地方公共団体）
- ・特に支障はない。マスキングも負担になっていない。裁決の公表はコンプライアンス課で原案を作って、審査庁の確認をもらった後にコンプライアンス課が公表している。（地方公共団体）
- ・裁決は、行政不服審査裁決・答申データベースを利用して公表している。支障を感じることは特になく、マスキングについて、裁決・答申が公表されることを前提に、審理員意見書の段階からできるだけ個人情報を載せないようにしている（審査請求人Aなど）。（地方公共団体）
- ・審査庁の担当課は、審査請求事務以外の本来業務があるので、裁決の公表にあたってマスキングなどが負担になっていると感じている。（地方公共団体）

## (11) 「行政不服審査裁決・答申検索データベース」の活用状況や改善方策について

（行審法においては、行政不服審査会等の答申の内容の公表が義務付けられるとともに（行審法第79条、第81条第3項）、不服申立てに対する裁決等をする権限を有する行政庁は、裁決等の内容その他不服申立ての処理状況について公表することが努力義務とされています（行審法第85条）。総務省においては、各機関がこれらの公表義務等を履行しやすくするとともに、不服申立てに関する情報の一元的な提供を図る観点から、不服申立てに対する裁決や答申に係る情報を公表する「行政不服審査裁決・答申データベース」を構築・運用していますが、同データベースの活用状況や、利用に当たって使いにくい点、改善が必要な点、独自に公表している場合にはその理由等について具体的にお聞かせください。）

- ・頻繁にはではないが、類似事案の検索や、裁決書等の書きぶりの参考のために必要に応じて活用している。検索結果について、一つ一つ事案をクリックしないと概要がわからないのでやや使いにくい。（国）
- ・データベースの同一の事案に対する答申と裁決が連動していない点は改善が必要。（国）



- ・答申案の作成の際、過去答申との整合性等の確認のために活用している。改善点は、検索機能が弱いことが挙げられる。各答申にその答申を表す複数のハッシュタグを付すような形式とすることでハッシュタグ検索や分類検索ができると良い。また、検索結果の表示について、「事件名」か「処分の根拠法名」を併せて表示して欲しい。検索結果を一つ一つクリックして次の頁を表示させないと分からないのは不便。検索結果の表示について、検索用語が含まれる答申及び裁決の前後 50 文字ずつ表示するようなことができると良い。現状だと、用語がどのような文脈で用いられているか知るためには、検索結果を一つ一つクリックして次の頁（各個別の裁決・答申）を表示し、同頁内で再度検索をかける必要があり、手間である。（国）
- ・（答申を掲載する際の）マスキングは、初期段階と最終チェックで2度確認をしている。簡易的なマニュアルをもとに典型的な事案だと短期間で行うことができ、長くても2週間程度でできる。（国）
- ・答申案の作成や検討に当たり、同種・類似の審査請求事案に係る他自治体の審査会の答申を適宜参照している。改善点は、自治体によって答申の掲載方法がまちまち（全文（伏せ字）を掲載、概要のみを掲載等）であるため、掲載する内容を統一した方がよいのではないか。（地方公共団体）
- ・答申書は審理員意見書を添付した上で、これを引用する形としており、そのため、データベースに上げる際には、審理員意見書を含む答申書全体をスキャンでPDF化していることから、それをテキストにするのには負担がかかる。（地方公共団体）
- ・意見書の作成等の参考に使用している。法令体系ごとの検索ができるとありがたい。裁決内容を記載する部分において、文章を転載する際に、段ずれが生じ、文章の配字等を再度、整える必要があるので、その点を改善していただきたい。また、裁決内容をPDFで添付している事例もあるので、記載方法を統一していただきたい。（※PDFデータの場合、フリーワード検索で検索できないため。）（地方公共団体）
- ・審査会の答申、裁決ともに、行政不服審査裁決・答申検索データベースを活用して公表している。また、他の自治体等の裁決例などを検索する際にも利用しており、検索機能として「分野別（根拠法別）」「結論（認容、却下、棄却）別」があると良いと感じる。（地方公共団体）

## **(12) 審査会・審理員事務の委託等の状況について【地方公共団体のみ】**

（審査会事務や審理員事務について、委託・広域連合・一部事務組合を活用している場合、その具体例や効果をお聞かせください。）

- ・本県では、審査会事務や審理員事務の委託を行っていない。

- ・全ての町村（14町村）と8つの一部事務組合から審査会事務委託を受けている。実績としては、平成29年度に1件、令和元年度に2件ある。
- ・審理員事務は委託していないが、審査会事務については、県・市町村・事務組合・広域連合など（A市、B市、C市を除く）で、審査会を共同設置している。これにより、事務負担の軽減やノウハウの集約が図られている。共同設置を実施した経緯は、当初、市町村から共同設置ではなく事務委託を望む声が多かったが、県としては主体性を重要視したため共同設置が馴染むと考えていた。県側が審査会事務を行うということを市町村に伝えていくことで、共同設置という形で了解してもらった。A市、B市、C市は、自分たちで審査会の運営をした方が円滑な運営を行えること、個々の事務の中で違う団体に移送することが遅延につながるという点、共同設置で多くの件数を抱えることで処理が滞るのではないかとということから共同設置をしていない。市町村から案件は全く来ていない。もともと共同設置の考え方として審査請求が年に1件もない自治体に対して審査会のような付属期間を設けることが負担になるだろうというものだったので、このことについて特に問題を感じていない。
- ・審査会委員の選任条件について特に定めていないが、実務上法律的な知識・行政に対する専門知識を有する者を選任している。一名は公募としており、現在公募で選任された方は行政書士なので、行政実務に熟知しており、さまざまな面で意識の高い方が応募されるので、審査会で浮いてしまうということはない。
- ・審理員について、外部の弁護士1名を会計年度任用職員として任用している。法知識に精通し、審理手続を行うことができる内部職員を常時育成し、配置することは、当市の職員規模からは困難であること、また、内部職員は他の業務でも処分庁の職員と関わることがあるため公正な審理手続を行うことが困難となる可能性があることが理由である。この点、高い法知識を有した外部の弁護士にお願いすることで、審理手続の質を保ち、また、客観的な立場で審理いただけていると感じている。

### (13) 審査会による調査審議（行審法第74条、75条、77条に基づく調査及び審議）の運用実態について

（行審法第74条（審査会の調査権限）、75条（意見の陳述）、77条（委員による調査手続）に基づき、審査会による調査審議を行っている場合、当該調査審議が必要とされるのはどのような理由か（例：審理員意見書の裁決案の結果に至る理由が不十分）について、お聞かせください。また、行っていない場合には、その理由をお聞かせください。）

（職権による閲覧・写しの交付を行っているものがあれば、お聞かせください。）

- ・審理手続において十分な調査がされていない場合があるため、本来審理手続においてさ

れるべきであった照会や資料収集等を審査会において行うことがある。法74条に基づく手続は、様々な方法で日常的に行っている。法75条・77条に基づく手続は実施したことがない。（国）

<以下、各手続の詳細について>

法71条（専門委員）

- ・2回任命したことがある（平成30年度答申第6号、令和3年度答申第15号）。

法74条（審査会の調査権限）

「その主張を記載した書面又は資料の提出を求めること」について

- ・運営規則11条（部会の開催前の調査等）1項1号及び同条2項、運営規則12条（主張書面等の提出の求め）において具体的な方法を定めている。
- ・判断にあたって資料が不足している場合があるため、諮問事件毎に毎回というわけではないが、それなりの頻度で実施されている。
- ・審査請求人側からすれば、審査庁からの諮問書、諮問説明書、審理員意見書等について何らかの反論を行いたいと考えるのは当然のことであると考えられるため、運営規則10条（主張書面等の提出期限の通知）に定められた具体的な方法に基づき、諮問された事件については、基本的に、主張書面の提出を行うかどうか確認を行っている。

「適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めること」について

- ・運営規則14条（参考人の陳述又は鑑定の求め）において具体的な方法を定めている。
- ・当事者からの書面等による事実の確認で足りているため、実施したことがない。

「その他必要な調査をすること」について

- ・運営規則11条（部会の開催前の調査等）1項1号及び同条2項、運営規則13条（口頭での説明の求め）、運営規則14条の2（その他必要な調査）においてその具体的な方法を定めている。
- ・運営規則13条に基づく「口頭説明の求め」については、実施したことがある（過去数件実施）。
- ・運営規則14条の2による調査として、関係行政機関（法テラス）に照会（平成30年度答申第10号（平成30年度諮問第2号））している例がある（過去十数件実施）。
- ・調査審議の効率化の観点から必要であるため、日常的に行われる補助聴取等及び補助収集等について整理している。

（補助聴取等及び補助調査等について）

運営規則上の各種手続を準備又は補足するため、事務局を通じ、審査関係人その他の関係者との間で、対面、電話、電子メールその他の書面によらない方法により本案の判断の基礎となる事項について聴取又は説明を行うこと（以下「補助聴取等」という。）や、審査関係人その他の関係者を通さずにインターネット上の情報や文献等の検索や収集を行うこと（以下「補助収集等」といい、

補助聴取等と併せて「補助調査等」という。)も、「その他必要な調査」(行審法第74条)に含まれ、これを適切に活用することは、審査会の調査審議の効率化に資すると考えられる。補助聴取の典型的な実施場面は、「主張書面等の提出を求めるに当たり、制度の仕組み一般や周辺事情について聴取する場合」、「主張書面等の求めの具体的な趣旨・内容の補足説明を行う場合」、「提出した主張書面等の内容のうち、意味が不明確な部分について確認を行う場合」がある。

#### 法75条 (意見の陳述)

- ・ 運営規則11条1項2号、同条3項、運営規則15条
- ・ 求めのあった諮問事件について、口頭意見陳述を実施する必要があると判断されたため、実施したことはない(求め自体も過去数件程度)。

#### 法77条 (委員による調査手続)

- ・ 運営規則15条の2
  - ・ 基本的に事務局を通じた法74条の「その他必要な調査をすること」で十分であるため、実施したことがない。
- 
- ・ 職権による閲覧・写しの交付については、実施していない。基本的に、審査関係人から新たな資料の提出があるたびに、一方当事者にその項目名について伝達し、閲覧・写しの交付について確認しているため、その必要性が生じる場面がほとんどないことも理由の一つである。(国)
  - ・ 弁明書や反論書、審理員意見書等の書面のみでは正確な事実確認等が困難である場合に、審査請求人の意見陳述や実施機関の職員への意見聴取等を行っている。(地方公共団体)
  - ・ 資料から読み取りにくい場合などには確認として74条に基づく調査を行っている。例えば、特別児童扶養手当の認定診断書の記載から明確な障害の状態がわかりにくいということがあった際には調査をした。(地方公共団体)
  - ・ 調査審議について、審査請求人の主張が十分でない場合、審査請求人の主張として考えられる事由の根拠がないかを確認するために、調査審議を行ったことがある。また、制度を適用する際に認められている行政裁量に疑問がある場合等に、担当課に運用実態を確認するために行った。概ね、審理員・審査庁で調査をして資料を審査会に提出しているので、調査審議によって長期化することはあまりない。(地方公共団体)
  - ・ 審査請求に対する考察視点が、審理員と行政不服審査会委員とは異なることがあり、その検証のために調査審議の必要がある。意見の陳述は、審査請求人の提出する審査請求書、主張書面の記載が不十分であるときに必要としている。(地方公共団体)
  - ・ 基本的には、審理員意見書の段階で争点等をチェックしているので、特に審査会による

調査が行われていることはない。（地方公共団体）

- ・ 閲覧・写しの交付について、特に関係者からの希望がないため行っていない。弁明書を送る際に、口頭意見陳述の希望調査を閲覧謄写の案内とともに送付している。（地方公共団体）
- ・ 職権による閲覧・写しの交付は行っていない。理由は、行審法第81条3項において準用する第78条4項で、交付に当たっては手数料の納付が義務付けられていることから、当市行政不服審査法施行条例3条において手数料の額を定めているため。反論書の要求をする際に、閲覧交付の請求ができる旨を口頭意見陳述ができる旨と併せて通知している。弁明書と一緒に提出された証拠書類を見たいということで半分程度の審査請求で使われている。口頭意見陳述は、一年に一度程度、文章を書くのが苦手なので反論書の代わりに希望する人がいる。（地方公共団体）

#### (14) 行審法 43 条第 1 項第 5 号に基づき、諮問を要しないと認めた事例について

（行審法第 43 条第 1 項第 5 号に基づき、「審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合」の具体例をお聞かせください。）

- ・ 本条項に基づいて諮問を要しないと認めた事例はないと把握している。（国）
- ・ 生活保護基準の改定など、多くの審査請求人から同じような審査請求がなされた場合には、行審法43条1項5号に基づいて審査会への諮問を不要とするようなこともある。諮問を省略する場合には、同一内容の大量請求が来た場合に、一部の請求について先行事例として一度審査会の各部会に諮問して結論を出し、その後、審査会の全体会を開催し、後続の同様の審査請求について諮問をしなくても良い旨を決定している。（地方公共団体）
- ・ 同一請求人から同趣旨で審査請求がなされた場合に、事前に審査会で答申があったものについては、同様の結論になると判断したので再度の諮問を要しないということにしている。諮問をしないことについては、審査会に報告している。（地方公共団体）
- ・ 諮問を要しない場合について定めた規則があり、以下のように定めている。（地方公共団体）
  - 1 同一趣旨の審査請求であって、審査会において、過去に先例となる答申が存在し、諮問しても先例の答申と同様の結論となると見込まれることが明らかである場合
  - 2 前号に掲げるもののほか、審査会が諮問を不要であると判断した場合
- ・ 国民健康保険税額決定処分に対する審査請求について、次のいずれにも該当する場合で、

法律上の争いがなく、審理員が棄却の意見書を書いているものは、諮問不要と定めている。  
(地方公共団体)

- 1 国民健康保険税額の算出根拠となる所得(基礎控除後の総所得金額等)に争いがなく  
こと
- 2 国民健康保険税額の算出における被保険者数に争いがなく  
こと
- 3 国民健康保険税額の算出過程に争いがなく  
こと

#### (15) 答申書の記載内容・記載方法に係るルールを設けているかについて

(行政不服審査会等の答申の記載内容や記載方法について、あらかじめ記載すべき事項等を設けているのであれば、当該事項や定めるに至った経緯等について、お聞かせください。)

- 答申書に記載すべき事項は、運営規則25条3項において「審査会の結論、判断の理由並びに答申を行った部会又は総会の名称及び委員の氏名」と定められている。さらに、答申書の書式等について定めたマニュアルの中で、結論→理由(事案の概要→諮問に係る審査庁の判断→当審査会の判断)という大枠を定めているが、それ以上の細かなマニュアルはなく、前例を踏まえつつ、個々の事案の実情に即して答申を作成している状況である。こうした運用となっている理由は、答申書に記載すべき内容は個別の事件により様々なものが考えられ、全ての事件について同じ事項をいずれも記載する必要があるとは限られず、どのような事項を記載すべきかについては、事件毎に判断すればよいとしたためである。職権調査をした場合の記載も個別事案に応じて判断している。また、答申の中で付言を記載する場所は、指摘事項の重要性や結論との関連性を踏まえて決めるので、特段決まっていない。(国)
- 本県の場合、行政不服審査会の答申の基本的な構成は、「第1 審査会の結論」、「第2 諮問事案の概要」、「第3 審査請求人の主張の要旨」、「第4 審理員意見書の要旨(又は実施機関の主張要旨(※情報公開条例等に基づく審査請求の場合))」、「第5 審査会の判断理由」、「審査会の処理経過」、「審理を行った審査会委員の名簿」としている。(地方公共団体)
- 過去のノウハウの蓄積等でおおむね定型化している。答申の内容が裁決にそのまま採用されたのか、内容に変更があったのか、付言が付されたのかを把握できるようになっている。(地方公共団体)
- 特に定めていないが、答申書の雛形のようなものはある。(地方公共団体)
- コンプライアンス推進室では、明確なルールは特に設けられているわけではないが、おおむね以下の項目順に答申書を構成している。「第1 事案の概要」「1 事案の経

緯』、『2 本件審査請求の要旨』」、「第2 審査庁の諮問に係る判断」、「第3 当審査会の判断『1 審理員の審理手続について』、『2 本件処分の違法性又は不当性の有無について』、『3 まとめ』、『4 付言（あれば）』」。税制課では、明確なルールは特に設けられているわけではないが、おおむね以下の項目順に答申書を構成している。「第1 審査会の結論」、「第2 審査請求に至る経過」、「第3 審査関係人の主張の要旨」、「第4 審理員意見書の要旨」、「第5 調査審議の経過」、「第6 審査会の判断」。（地方公共団体）

- ・答申書の記載事項は、審査会運営要領において「審査会の結論」「判断の理由」「答申を行った委員の氏名」の3項目を規定するほか、「審査関係人の主張の要旨」「審理員意見書の要旨」「調査審議の経過」を記載することとしている。付言をつける場合には、付言の項目を設けている。総務省所管の行政不服審査会、及び他の自治体の行政不服審査会の例を参考にしている。（地方公共団体）
- ・答申に記載すべき項目は、あらかじめルール化されているわけではないが、おおむね定型化している。また、必要があれば付言を行っているが、その際に別途独立した項目を設けている。以前、審査会の全体会で、審査会が行った付言がどのように処分庁に伝わるのかという点を議論したことがあり、その結果、付言の内容を裁決に盛り込む又は処分庁に付言を別途伝えるよう、審査庁に依頼している。（地方公共団体）
- ・付言をつける事案は、多いとも少ないとも言えないが、「適法ではあるけれどここはこうすべきであった」という意見が審査会委員から出て、付言を付けることがある。結論には直接影響しないが、改善の余地があると委員が感じたら付言をつけている。（地方公共団体）

## (16) 不当性の観点から審理を行った事例について

※「不当」とは、行政庁の判断に裁量が認められ、又は、法的基準の当てはめに関する一定の判断余地が認められる場合に、行政庁の処分が違法ではないものの、行政目的や制度趣旨に照らして、不適切な場合（行政庁の判断が、裁量権の逸脱や濫用に至っているものは除く。）をいいます。

（行政不服審査法は、違法性のみならず、不当性の審査も行うこととされていますが、特に不当性の観点から審査を行った事例があればお聞かせください。）

- ・全ての事案を把握しているわけではないが、不当性のみを理由に棄却することは通常行っていない。（国）
- ・行政不服審査会の答申では、その結論部分において、「審査庁の諮問に係る判断について、妥当である／妥当でない／一部妥当でない」という表現を用いているとおり、最終的には、処分庁の下した処分そのものが不当・違法であるかどうかという観点から判断

を下していない。違法か不当かを明確に判断すると、その点の議論に時間を要することもあるのではないか。（国）

- 行政不服審査会が出してきた答申の中で、明確に不当性について言及しているのは、令和2年度答申第83号のみである。この答申において、「・・・本件処分は、措置命令にあたり裁量権の行使を誤った不当なものであった。」との表現が結論ではなく「審査会の判断」の部分で用いられている。その他に特徴的な表現として、「違法・不当というべきであるから、取り消されるべきである。（平成30年度答申第24号）」、「公正な審理を実現したものということはできない（令和元年度答申第20号）」、「このような審査庁の対応は、不誠実であり、遺憾というほかない。（令和2年度答申第6号）」などがある。（国）
- 「行政不服審査会の活動状況」において、付言に関して、「当審査会では、審査請求に係る処分の根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、行政不服審査法に基づく審理手続が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、答申において、問題点を指摘し、必要な措置について付言をすることがある。」と記載されており、付言自体が不当性の観点からの指摘を包含しているのは間違いないが、これが不当性についての言及である、と区別するのは難しい。また、付言に対する形式的なリアクションがあったとしても、実際に行政運営が改善されていなければ意味がないと考えている。（国）
- 実際に行政不服審査会の答申において、付言による制度面の改善を求める指摘を複数回行ったことにより、法律が求める省令の未整備が改善された例もある。「社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定関係（関係答申：令和元年度答申第66号ほか）」など。（国）
- 審査庁に対して行政不服審査会の答申の付言等で、制度面の改善を求める指摘をすることがあるが、なかなかすぐに改善に至らないこともある。（国）

（事例①）中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額認定処分関係（関係答申：令和2年度答申第43号、令和3年度答申第35号など）

- 中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額認定処分については、「現行の制度では、処分庁によって共済契約者に対し、退職金減額認定処分が行われたことについて、直ちに被共済者に知らせる仕組みとはなっていない」ために、「処分の結果に対して密接な利害関係を有している」被共済者が審査請求期間中に審査請求できないという問題が生じており、「処分について速やかに被共済者にも通知されるよう、処分庁において適切な仕組みを検討する」ことを求めているが、未だ実現には至っていない。

（事例②）社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定関係（関係答申：令



和3年度答申第23号など)

- ・「遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求手続」と「労災就学等援護費の不支給決定に係る審査請求手続」が別に存在するが、同じ処分庁がした二つの行政処分について、不服申立てをすべき行政庁が異なっていることについての教示が十分でなく、審査請求人が、誤って異なる行政庁に審査請求をしてしまうことがある。また、両方の審査請求があった場合、前者の決定を待って後者を処理する運用をしており、審理期間が長期化している。労災就学等援護費の不支給決定について、審査請求人にその理由が示されないケースもある。
- ・生活保護費用返還決定処分に係る審査請求事案について、処分の判断の過程において考慮すべき事項を考慮しておらず、妥当性を欠くものであるとして、「処分庁は本件処分を取り消すべき」との答申を行った事例がある。本事案は、「処分庁は、ケースの実態を的確に把握しておらず、また審査請求人に対し、保護費の返還を求めることが審査請求人及びその世帯の自立を阻害することとなるか否か等についての具体的な検討を行っていない中で、その額を決定したものと判断されることから、返還額は客観的に妥当であるとした審査庁の判断は、妥当とは認められない。」、「処分庁は、審査請求人世帯の生活実態の把握を十分に行っていない中で、本件処分に係る返還金額の決定が行われたものと判断されることから、月々の返還額といった具体的な返還方法についても、同様に十分な検討がなされたものとはいえないと思料される。」等と判断された。この事例では、妥当ではなく取り消すべきということに加えて、附言を加えた。（地方公共団体）
- ・特別児童扶養手当の認定請求者（母）が離婚をきっかけに児童と共に引っ越してきた際に、転入先で認定請求を行った。そこで、転出先では、転出元に対して、子どもに係る障害の状況などの情報提供を求めたが、あくまで父の手当に係る情報であるとして、転出元は情報提供を拒否した。このため、転入先では、新規の認定請求同様に、母に認定診断書を提出させたものの、結局、認定請求を却下した。（なお、転入先では、転出先から情報が提供されれば、認定を引き継ぐ運用をしていた。）。このような事例に対して、処分庁が転出元からの情報提供が拒絶されたからといって、その他の確認方法を検討することなく、新規の認定請求と同様の手続しかとり得ないと考えて、その考えに沿った対応を取った点が不当であるとした。
- ・不当性を理由として認容とした事例はない。なかなか判断が難しい。（地方公共団体）
- ・不当性の観点から審査を行った事例はないが、最近、滞納処分に対する審査請求において、処分の違法性は争わないが、処分に当たって審査請求人の事情を考慮しない等、処分庁のやり方が不当であると訴える事例が増えている。（地方公共団体）

## 地方3団体の意見書

令和3年9月13日

全国知事会

全国市長会

全国町村会

平成28年4月1日に施行された改正行政不服審査法（平成26年法律第68号）については、施行から5年を経過し、この間、審理員制度や行政不服審査会制度等の導入により、より公正かつ国民が利用しやすい制度として運用されてきたところである。

しかしながら、地方公共団体ごとに行財政規模、組織体制・人的資源、不服申立処理件数・内容に大きな差異があり、また、現在、様々な困難に直面している中で、地方公共団体によっては、新制度により確実に増大した事務負担に対応できる十分な人員・人材の確保や必要な研修の開催ができていない場合があるなど、現時点においても、制度の円滑かつ適切な運用に困難を来している状況があるといえる。

については、改正法の目指す国民の権利利益救済の実効性を一層向上させるには、まずは、各地方公共団体が、既に導入された制度に対応できる、量・質ともに十分な審理員等の人員・人材の確保が不可欠であることから、同法の制度運用・実施体制上、各地方公共団体に財政負担及び事務負担が生じない形での継続的かつ効果的な支援が行われるよう、所要の措置が講じられることを要望する。

その上で、行政不服審査法附則第6条の規定に基づく施行後5年の経過による検討において、制度の見直しが必要とされる場合には、上記の基本的な視点を踏まえるとともに、さらに具体的な地方の意見・実情を聴取・把握し、これらの内容に十分配慮した上で、検討を行うこととされたい。